

事業所防災計画について

「東京都震災予防条例」が全面改正され、「東京都震災対策条例」として平成13年4月に施行されています。

東京都震災対策条例の基本理念（前文抜粋）

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる都民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ都民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で連携を図っていくことが欠かせない。

東京都震災対策条例に基づき都内の各事業所は、事業活動に関して震災を防止するための事業所単位の防災計画を作成しなければなりません。これが事業所防災計画です。

東京都震災対策条例第10条（事業所防災計画の作成）

事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

事業所防災計画は、事業所の規模等に応じて作成するもので大きく分けると次のとおりになります。

| 事業所の区分 | 作成する事業所防災計画 |
|---------------------------|--|
| 小規模な事業所 | 基本的な行動や必要な措置をわかりやすくまとめた事業所防災計画を作成してください。 |
| 防火管理者を選任する義務のある事業所 注1) | 事業所防災計画に規定すべき事項を消防計画に定めてください。 |
| 大規模な危険物施設 注2) | 事業所防災計画に規定すべき事項を予防規程に定めてください。 |

小規模な事業所（防火管理者の選任義務のない事業所）は、次ページ以降の表のチェック項目に事業所の必要事項を盛り込み事業所防災計画表として作成してください。（届出の必要はありません。）

注1) 防火管理者の選任義務のある事業所は、消防計画に事業所防災計画の内容を盛り込み、消防署長に届け出ます。届出の終わっていない事業所は、事業所の規模に合わせて129の消防計画作成例等を参考にして消防計画を見直し消防署長へ届け出てください。

注2) 予防規程を定めるべき危険物施設は、予防規程に事業所防災計画の内容を盛り込み、消防総監に認可申請してください。

事業所防災計画表

震災に備えての事前計画

| 区分 | チェック項目 | 1 チェック欄 |
|-------|---|---------|
| 任務分担 | 防災についての任務分担の確認 点検責任者は _____ 火元責任者は _____ 建物、施設担当は _____ 火気設備担当は _____ 電気設備担当は _____ 危険物担当は _____ 消火器担当は _____ | |
| 建築物等 | 建築物、工作物、設備等の安全確保のための点検および補強の確認 土台、柱、壁などに異常がないか確認する。 窓ガラスの飛散防止、オフィス家具類や看板などの転倒落下防止措置をする。 | |
| 危険物等 | 危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検並びに転倒又は落下による漏えい及び流出防止措置の確認 ガソリン灯油などの危険物があふれたり、高架の灯油タンクなどが落下しない措置をする。 危険物品の転倒、落下などによる接触又は混合発火の防止措置をする。 安全な場所で使用されているか確認する。 | |
| 火気設備等 | 火を使用する設備、器具等の点検及び安全措置の確認 周囲の状況等、安全な場所で使用する。 火気設備器具などの本体、燃料容器等の転倒、落下防止措置をする。 対震安全措置の機能を確認する。 | |
| 消火器等 | 消火器等の準備及び適正管理の確認 消火器等を容易に持ち出すことのできる指定場所におく。 消火器や水バケツの使用方法を確認する。 職場の施設に適応した消火器を設置する。 | |
| 避難 | 建物からの安全避難の確保及び点検の確認 廊下、通路、階段など避難経路になる部分に障害となる物が置かれていないか確認する。 | |
| 救出救護 | 救出、救護等の資器材及び非常用物品の準備及び保管の確認 救出資器材などを準備する。 非常用物品を確保する。 | |
| 教育訓練 | 防災についての教育及び訓練の確認 地震時を想定した訓練を実施する。 従業員等の防災教育を随時実施する。 | |
| 連携協力 | 周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立の確認 応援体制についての協定を結ぶ事業所等を把握する。 (他事業所の自衛消防隊、自主防災組織、町会・自治会等の地域住民等) お互いに助け合う体制ができているか確認する。 | |

| | | |
|---------|--|--|
| 警戒宣言発令時 | 警戒宣言発令時の対応措置の確認 情報収集を行い従業員に知らせる。 (テレビ、ラジオ、地域防災、行政無線、防災機関からの情報) 応急措置の実施 (火気設備器具の取り扱い中止、制限。建築物の点検、補強。非常用物品・資器材等の準備) 営業の継続又は中止を決定する。 任務分担、時差退社の確認をする。 | |
| 帰宅困難者対策 | 帰宅困難者(従業員、学生、生徒、買物客等)に対する情報の提供、保護支援、混乱防止対策等の確認 道路状況及び交通機関の状況を把握する。 帰宅困難者の生活必需品(食料、飲料水、寝具等)の準備及び保管をする。 安否確認の手段を検討する。(NTTの災害用伝言ダイヤル等) | |
| その他 | その他事業内容から災害予防に必要な措置の確認 | |

震災時の活動計画

| 区分 | チェック項目 | 1チェック欄 |
|-------|--|--------|
| 任務分担 | 震災時の任務分担の確認 防災責任者は _____ 救出救護担当は _____ 情報連絡担当は _____ 避難誘導担当は _____ 出火防止、初期消火担当は _____ | |
| 出火防止等 | 出火防止及び初期消火活動の確認 火気使用設備器具等の使用を停止する。 実施状況を責任者に報告する。 火気設備器具などの周囲の燃えやすいものをかたづける。 建物内外の出火状況を把握する。 多くの人で消火器を集めて消火する。 同時に数箇所から出火した場合は、人命危険の高い火災を優先する。 | |
| 危険物等 | 危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の流出及び漏えい時の緊急措置の確認 漏えいした危険物等の拡大防止や回収等の措置をする。 火災等の二次災害の発生防止措置をする。 | |
| 救出救護 | 初期救助及び初期救護活動の確認 下敷きなどで救助を要する者を救出する。 けが人の応急手当をする。 負傷者を医療機関や救護所に搬送する。 エレベーターに閉じ込められた人がいないか確認する。 | |

| | | |
|------|--|--|
| 情報連絡 | 被害状況の把握、情報収集、伝達等の確認 火災が発生したら、ただちに消防機関に通報する。 建物内外の被害状況を把握し、テレビ、ラジオ、防災機関等から情報を収集し、客や従業員に随時伝達する。 | |
| 避難 | 避難場所及び避難方法の確認 火災などにより建物が危険な場合は、一時集合場所に避難する。 防災機関の避難命令を受けた場合や、一時集合場所が危険になった場合は、避難場所に避難するとともに、必ず人員を確認する。 避難する場合は、電気・ガスの遮断を確認する。 | |
| 連携協力 | 周辺地域の事業所及び住民に対する初期消火活動その他震災対策活動の協力の確認 人員、防災資器材を動員して、近隣の災害活動に協力する。 | |
| その他 | その他事業内容及び周囲の環境等から必要な活動の確認 | |

施設再開までの復旧計画

| 区分 | チェック項目 | 1チェック欄 |
|----------|---|--------|
| ライフライン対策 | ガス、電気、上下水道、通信途絶時の対策の確認 ガス、電気、上下水道、通信が使用できない場合は、事前に確保している非常用物品を使用する。 | |
| 二次災害防止 | 危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置の確認 地震後、火気設備器具などを使用する場合は、設備や器具を点検した後に使用する。 | |
| 被害状況把握 | 被害状況の把握の確認 危険箇所を把握し、倒壊危険等がある場合は、必要な措置を行う。 | |
| 復旧作業 | 復旧作業等の実施の確認 復旧作業に係る工事人に対する教育を徹底する。 危険な箇所がある場合は、立入り禁止区域を指定し、従業員等に周知し、作業に取りかかる。 | |

地震対策の行動計画図 2

……いざ！というときの防災行動のポイント……

図の中に記入する記号 火…火気使用場所
 消…消火器、消火バケツ等
 危…危険物等使用、保管場所

| | | | |
|----------|--|--------|--|
| 避難経路 | | | |
| 一時集合場所 3 | | 避難場所 4 | |
| 避難誘導責任者 | | | |

- 1 チェック欄は、担当者を記入し、チェック項目を定期的を確認してください。
- 2 地震対策の行動計画図には、地震発生時の行動のポイントを各事業所の実態に合わせて簡記してください。
- 3 建物が危険な場合に、一時的に避難する場所（近くの公園や学校）を決めておきます。
- 4 一時集合場所も危険な場合は、東京都が指定した避難場所へ避難します。